



## 博士後期課程

### I ディプロマポリシー (DP)

総合政策研究科後期課程においては、本学の建学の理念、教育の特色、教育研究上の目的を踏まえ、次のような人材の養成を図ります。

- 1 法律・行政・経済・経営政策や地域・環境政策において、高度かつ専門的な知識を持ち社会に貢献できる人材
- 2 公共政策や企業における高度に先見的な経営方針を策定・評価できる人材
- 3 地域社会・環境問題に対する高度に専門的調査・分析能力をそなえた人材
- 4 地域振興（震災および復興過程に関する学術研究を含む）をはじめとする国内外の諸問題に即応するため、高度に専門的かつ学際的な知識を駆使できる人材
- 5 上記各項目のより高度な能力を修得し、地域課題や国際的な課題の解決に寄与するとともに、研究者や教育者として活躍できる人材

総合政策研究科は、本学学則に定める修了要件を満たした学生を、次に掲げる「学生が修了までに身につけるべき能力」を備えたものとして、学位『博士（学術）』を授与します。

### 学生が修了までに身につけるべき能力

学生が修了までに身につけるべき能力は以下の6つの能力です。

- DP 1 学界に対し学術的に貢献しうる先進的な研究課題を設定できる
- DP 2 急激な社会等の変化を敏感に察知し、又は先んじて自らの行動や研究テーマを柔軟に変えることができる
- DP 3 問題に対して高度に専門的な調査分析方法を開発し、効果的に適用できる
- DP 4 問題の解決のために、学際的な視点を踏まえた考察ができる
- DP 5 思考の結果を学問的に厳正な方法で他の研究者に伝えられる
- DP 6 研究の過程を適切な方法で管理できる

### II カリキュラムポリシー (CP)

博士後期課程においては、研究者として必要とされる技能を修得するための総合政策研究科目（講義科目）及び総合政策研究指導科目を設置し単位化します。さらに、働きながら専門知識を身につけたい学生等の利便を図るため、すべての授業科目を滝沢キャンパス及びアイーナキャンパスにおいて昼夜開講制とします。

博士論文の作成に当たっては、学生を自立的な研究者として養成するために、学生と指導教員の協力により研究計画を策定し、その適切な遂行と評価を重視します。作成された博士論文は、所定の手続きに従って審査を進めていきます。なお、博士論文は、以下の基準を満たすことが求められます。

- 1 学界に対する学術上の寄与
- 2 研究テーマの設定の独創性
- 3 資料・先行研究の取扱いの斬新さ
- 4 論旨の独創性
- 5 論文構成の体系性
- 6 論述・表現の適切さ

### III 教育過程の内容

#### ≪総合政策特別研究（講義科目）≫

博士前期課程における教育を継承し、さらに高度化するため、指導教員の研究領域を含む総合政策特別研究Ⅰ（後期課程1年次）と総合政策特別研究Ⅱ（同2年次）の講義科目2科目を開設します。原則として各大学院生の選択する特別研究に直結する指導教員の科目を履修しますが、他の関連する教員の科目についても履修することを奨励します。

#### ≪研究指導科目≫

研究指導科目は、総合政策特別研究指導Ⅰ（後期課程1年次）、総合政策特別研究指導Ⅱ（同2年次）、総合政策特別研究指導Ⅲ（同3年次）の3科目を設置します。

研究指導科目は、指導教員による指導とともに、文献検討、現地調査、基礎的実験、研究計画書作成、博士論文作成等を通じて研究方法の一層の熟達と、倫理的配慮ができる資質の育成を図ります。

#### ≪博士論文≫

博士論文及び博士論文提出の前提となる査読付き論文を計画的に作成するため、各年度4月末までに、指導教員と大学院生が十分相談し、「研究指導計画書」を作成し、提出します。また、各年度3月末までに、当該年度の研究計画及び研究指導計画の達成状況を記した「研究成果報告書」を指導教員と大学院生が十分な相談の上で作成し、提出します。また、中間発表会を最終年度の5月に行います。

なお、博士論文については、その教育・指導課程となる研究指導科目に単位を配当しているため、それ自体には単位はありません。

### IV 修了要件

博士後期課程に3年以上在学し、総合政策特別研究Ⅰ・Ⅱ 8単位及び総合政策特別研究指導科目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ 12単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び修了試験に合格した学生に対し、学長が修了を認定します。

### V 習得できる学位の名称

「博士（学術）」